

◇生命保険料控除制度改正の具体例について

「旧制度適用契約のみ加入の場合」

契約①				
契約年月日	保険種類	控除区分	年間支払い保険料	控除額
2007/4/1 (旧制度)	医療保険	一般生命保険料控除	120,000円	50,000円

契約②				
契約年月日	保険種類	控除区分	年間支払い保険料	控除額
2006/1/1 (旧制度)	個人年金保険	個人年金保険料控除	120,000円	50,000円



	一般生命保険料控除	個人年金保険料控除	介護医療保険料控除
旧制度	契約①控除額 50,000円	契約②控除額 50,000円	-
新制度			
フローチャート	↓	↓	↓
	一般生命保険料控除	個人年金保険料控除	介護医療保険料控除
	旧制度保険料の控除額が4万円以上か？	旧制度保険料の控除額が4万円以上か？	
	はい / いいえ	はい / いいえ	
	5万円を限度に旧制度適用契約の控除額のみで控除する。	4万円を限度に旧制度適用契約と新制度適用契約の合計控除額で控除する。	
	4万円を限度に旧制度適用契約と新制度適用契約の合計控除額で控除する。	5万円を限度に旧制度適用契約の控除額のみで控除する。	4万円を限度に新制度適用契約の控除額で控除する。
	5万円	5万円	

全体控除の判定	一般生命保険料控除・年金保険料控除・介護保険料控除を 合計し全体の控除額とします。 ただし、12万円が適用限度額となります。	10万円
---------	---	------